|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **資料4 　　清掃員の労働条件に関する「仕様書」の規定の検証**　　　（執務時間午前8時45分～午後5時15分） | | | | |
| 問題意識　・清掃員は「早朝からの勤務」はわきまえていますが、10時間拘束で「始業7時、休憩3回で計3時間、実働7時間、」（南区）、「始業6時30分、2時間30分の3回の休憩、実働7.5時間、」（白石）、「始業7時30分、拘束9時間30分、実働8時間」（北区）等の実態にある。長い休憩に対する業務上の必然性は不明である。  ・「常時1名配置」の規定は、常勤者にとっては「昼食休憩」も待機となり、違法性がある。「記載なし」の各区の「昼  食休憩」は外出自由なのか、待機なのかを調査中である。  ・作業日誌は、フルタイム常勤者が記載している。調査の限りでは「手当」は支給されず、「名前だけ責任者」にも  なっていない。 | | | | |
|  | 作業時間 | 配置体制 | 監督者 | 作業日誌 |
| 本庁舎 | 清掃時間は、7時30分から20時までとする。ただし、事務室等の朝の作業をする場合は、執務時間の30分前に終了すること。 | 受託者は、業務遂行のために常に適正な人員を配置すること。  特に職員の執務時間は監督者を含め1名以上の従事者を常に配置すること。 | 受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故あるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等を委託者に通知すること。  また、監督者については、清掃業務について、作業の内容判断できる技術力及び作業の指導等の総合力を有し、実務経験6年程度以上程度の者とする。 | 受託者は、毎日実施した作業結果について作業日誌に記載し、翌日委託者に提出すること。 |
| 以下、本庁舎の「清掃業務１」を基準に各区役所の「仕様書」の違いを見ている。趣旨が同じ場合は、「同様」としている。 | | | | |
| 中央 | 「1回目の清掃は‥30分前」の表現 | 「常時配置」の記載なし | 業務遂行を指揮監督するため、従業員から1名を責任者として定めること。 | 同様 |
| 西 | 中央区と同様 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様 | 同様 |
| 清田 | 中央区と同様 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様 | 同様 |
| 厚別 | 中央区と同様 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様 | 同様 |
| 白石 | 日常清掃及び茶碗洗浄業務は原則として１７:15から翌朝8:15までの間に行う。ただし、委託者が認めた区分の場所及び雑役並びに委託者が清掃管理上で必要と認め指示する軽易な作業は8:15から17:15の間に行うものとする。 | 執務時間内においては、最低一人人員を配置すること。 | 中央区と同様 | 同様 |
| 北 | 中央区と同様 | 雑役を随時行うこと。なお、午前8時45分～午後5時15分においては、1名以上の従業員が庁舎内に常駐していること。 | 中央区と同様 | 同様 |
| 東 | 中央区と同様 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様 | 同様 |
| 南 | 前半は中央区と同様。  午前8時45分から午後6時までの間で必要に応じて随時、臨時清掃及び雑役を行うこと。 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様。 | 同様 |
| 豊平 | 中央区と同様 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様 | 同様 |
| 手稲 | 中央区と同様 | 「常時配置」の記載なし | 中央区と同様 | 同様 |
| 手稲 | 「仕様書」の10項　守秘義務にかかる誓約書の提出  職務上知り得た秘密を他に漏らさない旨の誓約書を各従業員に提出させ、本市に届けること。 | | | |

記者発表の要旨

２０１４．１

NPO労働相談・組合づくりセンター

理事長　佐藤陵一

☎011-561-8808　📠011-398-7871

札幌市の公共清掃の履行検査に対する受託企業の報告書を検証し、新年度の労務単価と実勢賃金との著しいかい離と清掃労働者がおかれている不条理な実態を明らかにし、札幌市と受託企業に対し、実効性ある賃金引上げを求めている。

焦点は税金が使われている公共清掃においては、札幌市が「積算単価にもとづき賃上げする企業」と委託契約を行う政策展開をはかることにある。

**調査研究内容の１　積算されている労務単価と実勢賃金のかい離**

新年度から適用される札幌市の労務単価（最低額の清掃員C、官公庁は基本的に同様）と最低賃金との間には、10月の最賃改定までは、日額191円、月額32,088円のかい離が発生することになる。ちなみに32,088円の金額は、清掃員の月収（734円×８時間×２１日＝123,312円）の26％に及ぶ。試算は本文p.7 の〔表5〕を参照。

現下の日本経済において、賃上げはもはや国民的要請であり、公共施設の清掃員の賃上げは労務単価のアップという原資に裏打ちされており、正当に実現される必要がある。

●労務単価による年間賃金の試算

2014年度は「清掃員C」が時給925円であり、**年間1,864,800円（a）**となる。

　（925×8×21×12＝、2014.4.1～2015.3.31）

●最低賃金による年間賃金の試算

試算のためには、新年度4月1日から2014年の最低賃金改定の発効日（10月18日と仮定）までは、現行最賃額734円で行い、2014年改定額を2013年の引上げ額15円と同じと仮定し、時給749円としている。改定後は、年度末の2015年3月31日までを計算している。月21日稼働とし、10月18日を起点に改定前は135日、改定後は115日となる。

2014年4月1日～10月17日　　135日間　　　　734円×8時間×135日＝792,720円

2014年10月18日～2015年3月31日　115日間　749円×8時間×115日＝689,080円

**1,481,800円(b)**

●新年度、札幌市は清掃員の最低ランクの賃金予算を時給925円（前年比10.4％アップ）とする。年間1,864,800円である。

最低賃金水準に張り付いている清掃員の賃金は、10月の最低賃金改定を見込んで１年間を試算すると1,481,800円である。

**1,864,800円（a）－1,481,800円（b）＝383,000円**

かい離は、年収の26％（383,000円÷1,481,800＝25.8％）、実に給与の3か月分に及ぶことになる。（734円×8時間×21日＝123,312円）

税金で行われている仕事で、積算単価と労働者の実際の賃金の著しいかい離をこのまま放置することは、もはや社会的に不正義である。札幌市もビルメンテナス業界も実効性ある賃上げが求められている。

**「かい離問題」の論点整理**

〔発注者である札幌市のスタンス〕

国交省の定めている労務単価を適用し、適正に積算し、品質の確保とダンピング防止の立場から、「低入札価格調査」と「最低制限価格」の2制度を運用している。契約企業からは、履行検査にあたり、「合理的な根拠（最賃以上）」のある「賃金支給計画書」が提出され、その合計は積算上の「直接人件費」の枠内にあり違法性はないと説明してきた。

　ところが、「官製ワーキングプワ」が社会問題化するもとで、札幌市は公契約条例を制定し、清掃では労務単価の90％を「最低報酬下限額」として受託企業へ支払いを義務付けようとしたのが、この間の経緯である。

公契約条例が否決され、現在、札幌市は新たな「対応策」を模索している局面にある。

　〔道ビルメンテナス協会の「積算」と「賃金」に対する姿勢〕

積算基準は「請負契約の予定価格に客観的な論理性を付与するもので、方便として定められた積算上のルール」であり、現状は「法定福利費等が大幅に引き上げられ、状況が大きく変化」している。

「業務費の内訳は、基準と実態は大きくかけ離れ」ており、「見直し」が必要だか、「現在のところこれ（現行積算基準）しかないと思う」としている。

労務管理については、「市は、積算上の人工および配置人員の技術水準は履行にあたって、一致させる必要はない」と自ら言ってきた。

　ビルメン協会の論理は、つまるところ、積算基準は実態に合っていない。そもそも「方便」であり、その「ルール」には縛られない。積算は、「請負契約を確実に履行し、成果を提供」するために必要なのであり、その責任は負うが、賃金など労務管理はあくまでも「企業の裁量の範囲」であり、この点は「札幌市も認めてきた」ということに尽きる。

　ここからは、労務単価を基礎とする委託費の引上げは強く求めるが、賃金支払いは企業の「裁量」ということである。つまり、賃金は「労使関係で決する」といういわば“正論”である。

（「　」の引用は、道ビルメン協会の「陳情第60号の提出資料」2012．12．31による）

**調査研究内容の２　札幌市が行っている「履行検査」の結果とその分析**

札幌市は「低入札価格調査制度」求めている。本調査研究は、受託14企業が提出している「業務費内訳書」「従事者賃金支給計画書」「従事者配置計画書」と各区役所の「仕様書」の開示を求め、その内容について賃金を中心に検証したものである。

以下、明らかになった公共施設清掃で働く労働者(108人)の労働環境のまとめである。

**（１）受託企業提出の報告書から　　→**本文の〔資料３〕

①清掃員の賃金は98％ が時給であり、その時給はベッタリと最低賃金に張り付いている。

②清掃員の技能・経験による「A・B・C」の区分は、発注者、受託企業がともに合理的な説明が不能である。業務上の必然性が徹底されず、区分にともなう賃金支給がない。

③協会けんぽ・厚生年金適用労働者は7人（6％）であり、雇用保険適用は25人（23％）である。

④交通費の支給基準は、統一性が見られない。自己負担など再調査が必要である。

⑤「賞与」の支給を計画書で提出している企業は6社である。ただし、「計画だけ」が存在する。これも再調査している。

**（２）仕様書の記載事項と受託企業の対応から**→　本文の〔資料４〕

①フルタイム常勤者は、早朝出勤、長時間拘束の実態にある。他方、短時間パートが圧倒的であり、最小の人員配置で人件費が抑制されている。

②昼食休憩は労働基準法上の休憩となっていない。休憩時も「庁内に常駐」「突発的な対応」を明文あるいは常態として強いている。

③フルタイム常勤者が「任命」なしに「責任者」とされ、「手当」なしに発注者および受託企業との「事務連絡」「作業日誌の記載・提出」を行っている。

④受託企業を通して「守秘義務」を守るという誓約書の提出を求める記載がある。（手稲区役所のみ）

**「提言」　札幌市・市議会および受託企業は賃金引上げの社会的責任を果すこと**

このままでは新年度、87円（１0.4％）の労務単価が引上げられ、すなわち賃上げの原資が裏

打ちされるにも関わらず、これまでのビルメンテナス業界の対応では10月の最賃改定までは清掃労働者の賃金は上がらないことになる。

以下、札幌市の「新たな対応」とビルメンテナス企業に賃上げの「企業努力」を求める「提言」

である。文言の整理を行い、今後、札幌市、全市議会議員、道ビルメンテナス協会・受託企業、関係労働団体等への提起を予定している。

１．　札幌市は、保全業務への入札参加を希望する企業に対し、「積算労務単価の90％以上」の賃金支払いを求め、そのことを理解し、協力する企業を契約対象企業とし、仕様書でその履行確認をはかる新たな「対応策」を実施すること。

２．　道ビルメンテナス協会は、「労働環境改善」の大義を明確にした委託料引上げを民間保全業務の委託者に求め、その立場を社会的にも明らかにすること。

　　なお、協会の役員企業は率先して4月からの賃金引上げを行うこと。

３．　個別各企業においても、灯油・電気代の値上げや消費税増税にともなう清掃員の生活困難に対し、「賃金引上げ」「特別手当」など「企業努力」を行うこと。

４．　市議会各党・会派は公契約条例が廃案となった現実に立ち、「官製ワキングプア」の克服のための政策を示し、市民的合意の形成・促進をはかること。なお、労務単価と実勢賃金のかい離を克服するために、「集中審議」の実施、あるいは「各党・会派代表と関係業界の協議会」の設置など、状況打開をはかること。

以　上